

このチェック表は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行要件について、ご自身で確認していただくためのものです。チェック項目すべてが「該当」となった場合に、証明書の申請ができます。適格者証明書の証明願に添付して提出してください。

相続税納税猶予適格者証明書チェック表

		農業相続人氏名		
チェック項目			該当 (該当番号)	非該当
被相続人要件	次のいずれかに該当しますか。		はい ()	いいえ
	1	死亡の日まで農業を営んでいた。		
	2	老齢・病弱のため、生前において、その者と住居及び生計を同じくする親族や、その他の2親等内の親族に経営移譲していた。		
	3	死亡の日まで特定貸付け等(※1)を行っていた。		
農業相続人要件	次のいずれかに該当しますか。		はい ()	いいえ
	1	相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行う。		
	2	相続税の申告期限までに特定貸付け等(※1)を行っている。		
特例農地等要件	1	被相続人が農業の用に供していた農地であり、いつでも耕作できるような状態である。	はい	いいえ
	2	除外対象となる施設等(※2)は無い。または、除外対象となる場合があることを理解している。	はい	いいえ
	3	申請する筆は、市街化調整区域内農地または生産緑地である。	はい	いいえ

※1: 特定貸付け等には、次のものが該当します。

- ・ 特定貸付け)【調整区域】
農地中間管理事業による使用貸借・賃貸借の設定に基づく貸付け
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の農用地利用集積計画による使用貸借・賃貸借の設定に基づく貸付け (R7. 3. 31 まで)
- ・ 認定都市農地貸付け)【生産緑地】
都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け
- ・ 農園用地貸付け)【生産緑地】
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律による貸付け

※2: 農業用倉庫、直売所、トイレ、駐車場、観賞用の庭木等は申請地から除外する必要があります。必ず申請前に農業委員会への相談と税務署への確認をお願いします。